

国民年金保険料のお知らせ

古川社会保険事務所 ☎23-1203

国民年金保険料が変わります
四月から、国民年金保険料が次のように変わります。

平成 21 年度国民年金保険料(月額)	
定額	14,660 円
定額+付加保険料	15,060 円

保険料免除制度や若年者納付猶予制度で保険料の一部が免除の場合	
4分の3免除(4分の1納付)	3,670 円
半額免除(半額納付)	7,330 円
4分の1免除(4分の3納付)	11,000 円

支払い方法別保険料の割引額
■一年分の保険料を

- ①各月納付の場合▼
十七万五千九百二十円
- ②前納の納付書を使用の場合▼
十七万二千八百円

■六か月分(上期・下期)の保険料を

- ①各月納付の場合▼
八万七千九百六十円
- ②前納の納付書を使用の場合▼
八万七千二百五十円

※前納には期限があります。
一年分前納と上期(四ヶ月分)前納分は四月三十日、下期(十ヶ月分)前納分は十一月二日です。

学生納付特例の継続申請

国民年金保険料の納付が困難な学生が申請できる「学生納付特例制度」は、年度ごとに申請が必要です。

平成二十年度に該当していた人で、平成二十一年度も引き続き同じ学校に在学している人には申請書(ハガキ形式)を送付しています。
学生納付特例の申請が遅れると、申請前に生じた不慮の事故や病気による障害について障害年金を受給できない場合があります。申請書は四月中に提出してください(在学証明書や学生証などの写しの添付は必要ありません)。
ただし、在学している学校に変更がある人は、あらためて在学の実態などを確認する必要があります。申請書は四月十日まで提出してください。市民課窓口(各総合支所は市民課窓口)または最寄りの社会保険事務所にご相談ください。

※平成二十一年度は納付を希望する場合

申請書用紙(ハガキ形式)が送付された人で、平成二十一年度については学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合には納付書を送付しますので、社会保険事務所に連絡ください。

また、保険料を前もって納付することで割引が適用される前納を利用する場合は、前納期限が四月三十日(休)までですので、お早めにご連絡ください。

■固定資産税

固定資産税についてのお知らせ

税務課家屋係・土地係 ☎23-2162

建物を取り壊した際のお願い
家屋を取り壊した場合は届出をしないと課税される場合があります。取り壊しをした場合は忘れずに届出をお願いします。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

既存住宅を耐震改修し次の要件を満たす場合、改修後の一定期間対象家屋の固定資産税が二分の一に減額されます。

- 対象となる住宅の要件
- ①昭和五十七年一月一日以前に建築され、平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までに耐震改修が完了している改修費用三十万円以上の住宅
- ②現行の耐震基準に適合した工事をした住宅
- 減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から次の期間。

※基準日は工事完了日です。

改修工事が完了した年	減額期間
平成十八〜二十一年	三年度分
平成二十二〜二十四年	二年度分
平成二十五〜二十七年	一年度分

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までにバリアフリー改修が行われた住宅で、次の要件を満たす場合には百平方メートル相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一に減額されます。

■対象となる住宅の要件
▼次のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)

- ①六十五歳以上の人
- ②要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③障害者の人
- ▼補助金などを除いた自己負担額が三十万円以上の次の工事
- ①廊下の拡張
- ②階段の配置の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

省エネ改修工事に伴う固定資産税の軽減

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅で、次の要件を

満たす場合には百二十平方メートル相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一に減額されます。

■対象となる住宅の要件

- ①の工事と②③④のうちいずれかの工事を行うこと
- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事(外気等と接するものの工事に限る)のいずれか

※①〜④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合となること。

▼改修工事が平成二十一年一月一日に存する住宅(貸家住宅を除く)で行われること

▼当該改修工事に要する費用が三十万円以上であること

固定資産課税台帳などの縦覧および閲覧

土地または家屋を所有している納税者は、本人が所有する固定資産以外にかかる価格との比較を通して、価格が適正かどうかを確認できます。

■場所 税務課(本庁二階)、各総合支所市民税務課

市役所の組織が変わります

- 秘書広報課(総務部) ☎ 23-5023 (本庁舎3階)
市政に係わる情報を、より適時的確に市政へ反映させるため、秘書課と市政情報課広報広聴係(市民相談を除く)を統合します。秘書、市広報およびホームページ、移動市長室、市政懇談会などを担います。 ※広報広聴担当の事務室は5月1日(金)まで市政情報課内(東庁舎1階)です。 ☎ 23-5091
- 滞納特別対策室(総務部納税課) ☎ 23-5148 (本庁舎2階)
税の徴収対策強化の一環として、徴収困難な事案についての法的処分を中心とした滞納対策を担います。
- 農林振興局長(産業経済部)
第一次産業の振興と農商工の連携の推進を担います。
- 観光交流課(産業経済部) ☎ 23-7097 (東庁舎2階)
観光および物産の振興、観光施設の管理、移住定住、都市交流などを担います。
- 商工振興課(産業経済部) ☎ 23-7091 (東庁舎2階)
商店街の振興、制度融資、地域ブランド、雇用対策、地場企業の振興、企業誘致など商工業振興を担います。
- 学校教育環境整備推進室(教育委員会教育総務課) ☎ 72-1213 (岩山出庁舎2階)
市立幼稚園、小学校および中学校の教育環境の整備指針の策定を担います。
- 観光建設課(鳴子総合支所) ☎ 82-2026、82-2193 (鳴子総合支所2階)
観光振興、商工振興、農林振興、道路や公園の維持管理などを担います。
- 4月1日から事務室を移転します
・下水道課(建設部)が三本木庁舎2階へ移転します。 ☎ 52-5831、52-5842
・農林振興課林政係が本庁東庁舎2階(農林振興課内)へ移転します。 ☎ 23-7090
※窓口サービスを充実させるため、5月7日に本庁舎、西庁舎、東庁舎内の配置を変更します。詳しくは広報おさき5月号でお知らせします。

行政改革推進課 ☎ 23-2285

自動車税の減免

身体・精神に障害のある人で一定の要件に該当する場合は申請により自動車税が減免になります。初めて申請する人は事前にご相談ください。

- 軽自動車税の減免
申請場所 税務課市民税係、各総合支所市民税務課
持参するもの ①運転免許証 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③自動車検査証 ④認印
申請期間 五月十五日(金)〜二十五日(月)
※前年度減免者には四月中に申請書を郵送します。
- 普通自動車
申請場所 大崎県税事務所(県大崎合同庁舎内)
申請期限 五月二十五日(月)
※前年度減免者には往復はがきを郵送します。
- 大崎県税事務所 ☎0706
※軽自動車と普通自動車の両方の税の減免を受けることはできません。
- 自動車を家族などが運転する場合に申請の際に社会福祉課が発行する証明書が必要で、事前に問合せください。